

|        |                  |
|--------|------------------|
| 原議保存期間 | 5年(令和10年3月31日まで) |
|--------|------------------|

佐 本 交 企 発 第 7 1 号  
令 和 5 年 3 月 3 1 日

交 通 部 内 各 所 属 長  
各 警 察 署 長 殿

|       |                  |
|-------|------------------|
| 有 効   | 5年(令和10年3月31日まで) |
| 企画第一係 |                  |

交 通 部 長

### 原動機を用いる身体障害者用の車に係る警察署長の確認について（通達）

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）及び道路交通法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第67号。以下「改正府令」という。）の規定により、身体障害者用の車に関する規定が整備され、令和5年4月1日から施行されるところ、同日以降、改正府令による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第1条の5第2項の規定に基づく原動機を用いる身体障害者用の車に係る警察署長の確認（以下「確認」という。）の手續等について、佐賀県道路交通法施行細則（昭和35年佐賀県公安委員会規則第3号。以下「細則」という。）第2条の4及び第2条の5に定めるほか、細則に規定する様式が改正されることから、今後は下記のとおり運用するので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達「原動機を用いる身体障害者用の車椅子に係る警察署長の確認について（通達）」（令和3年7月13日付け佐本交企発第132号）は、同日をもって廃止する。

#### 記

#### 1 確認の手續

##### (1) 市町長から通知があった場合の確認

市町長から、所轄警察署長（府令第1条の5第2項に定める利用者の住所地を管轄する警察署長をいう。以下「所轄警察署長」という。）に対し、様式第1号の3の通知書により、車体の大きさの基準（同条第1項第1号に定める基準をいう。以下「基準」という。）に適合しない電動車椅子（補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）に規定する電動車椅子をいう。以下同じ。）の購入に要した費用を身体障害者（児）に対して補装具費として支給することを決定した旨の通知があったときは、同通知書及び同通知書の添付書面により、速やかに確認を行い、当該市町長に対し、様式第1号の3の3の身体障害者用の車の確認証（以下「確認証」という。）を送付するものとする（市町長は、支給に係る電動車椅子が基準に適合しない大きさであることを確認した後に所轄警察署長に通知し、所轄警察署長から送付された確認証を利用者に交付することとなる。）。

##### (2) その他の場合の確認

##### ア 申請の手續等

確認は、車体の大きさの基準に適合しない身体障害者用の車の利用者又は利

用者から依頼を受けた者から、所轄警察署長に対し、様式第1号の3の2の身体障害者用の車の確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出があった場合に行うものとする。

#### イ 審査の方法

申請に係る利用者が申請に係る大きさの身体障害者用の車を用いることがやむを得ないことについて、原則として、利用者及び申請に係る当該身体障害者用の車についての実地調査結果を踏まえて、確認の可否を判断するものとする。

ただし、確認申請書に次の書類が添付されている場合には、利用者及び申請に係る当該身体障害者用の車の実地調査に代えて、これらの書類の書面審査により確認の可否を判断してもよい。

- (ア) 身体の状態により利用者が当該身体障害者用の車を用いることがやむを得ない旨を疎明する書類

（例）身体の状態により利用者が当該身体障害者用の車を用いることがやむを得ない旨を証明する医師その他の身体の状態を判断することができる者の作成する書面

- (イ) 当該身体障害者用の車を製作又は販売する者の作成に係る当該身体障害者用の車の大きさ（長さ、幅及び高さ）を証する書面

#### ウ 確認証の交付

所轄警察署長は、確認を行ったときは、申請者に対し、確認証を交付するものとする。

### 2 確認証の携帯

利用者が確認に係る身体障害者用の車を道路において利用する場合には、確認証を携帯させるものとする。

### 3 確認証の返納

利用者が確認に係る身体障害者用の車を利用しなくなったとき又は利用する必要がなくなったときは、速やかに確認証を当該所轄警察署長に返納させるものとする。

### 4 運用上の留意事項

- (1) 原動機を用いる身体障害者用の車で車体の大きさの基準に適合しないものは、その利用者がその大きさの当該車を用いることがやむを得ないことについて所轄警察署長の確認を受けない限り、道路交通法（昭和35年法律第105号）上の身体障害者用の車には該当しないことになることから、このような原動機を用いる身体障害者用の車を通行させている者を発見した場合には、速やかに所轄警察署長の確認を受けるよう指導すること。
- (2) 市町長に対する確認証の送付、申請者に対する確認証の交付及び利用者から確認証が返納された際の受理に係る業務については、所轄警察署の交通課長による専決が可能であるので、その旨留意すること。
- (3) 従前、原動機を用いる身体障害者用の車椅子として、確認証の交付を受けている者から改めて確認申請書の提出を受け、又は当該者に対して確認証を交付する必要はないので、その旨留意すること。
- (4) 本通達中の公的支給に係る原動機を用いる身体障害者用の車の取扱いに当たり、令和5年4月1日以降、様式第1号の3の通知書を用いて市町長が通知することについて、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室と協議済である。